

特定区域景観形成指針について

特定区域景観形成指針とは

- 景観条例に基づき、良好な景観を形成するため、都市開発諸制度などを活用する建築物を対象に、再開発事業などの都市計画提案前に、事前協議を実施
- 事前協議では、東京都景観計画に定める「大規模建築物等景観形成指針」の基準(一般的基準)への適合を確認
- この特例として、地域の個性を生かした景観を形成するため、大規模建築物等が複数計画される区域等において、事業者と地元自治体が協議して独自の景観ルール(特定区域景観形成指針)を定め、都が認定した場合は、上記の一般的基準によらず、特定区域景観形成指針に基づき、事前協議を実施

指針認定地区

- 適用地区: 渋谷駅中心地区 (平成23年8月認定)
歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 (平成30年1月認定)

手続きの流れ

